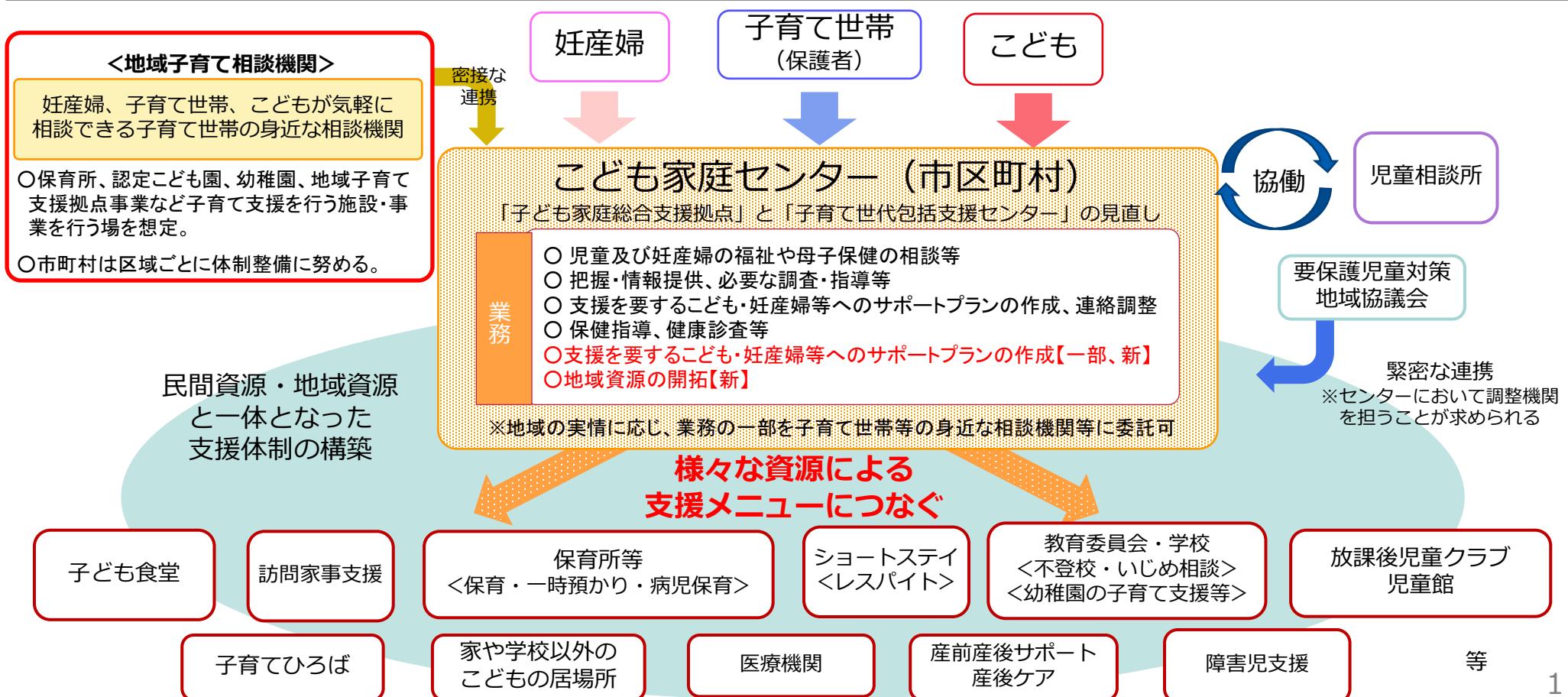


# 子ども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（子ども家庭センター）の設置に努めることとする。  
※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊娠婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。  
※ 児童及び妊娠婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊娠婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



# こども家庭センターの設置状況

(令和6年5月1日現在・こども家庭庁虐待防止対策課調べ)

## 1. こども家庭センターの設置状況

	設置済	未設置	計
市区町村数	876か所	865か所	1,741か所
割 合	50.3%	49.7%	100.0%
→ こども家庭センターか所数		1,015か所	

## 2. 統括支援員の配置状況

	統括支援員の要件 (※)			計
	ア	イ	ウ	
人 数	803人	116人	118人	1,037人
割 合	77.4%	11.2%	11.4%	100.0%

※ こども家庭センターガイドラインで定める統括支援員の要件（資格）は以下のア、イ、ウのいずれか

- ア) 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- イ) 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
- ウ) その他、市町村において上記と同等と認めた者

(注) 統括支援員を1か所に2人以上配置したと回答した市区町村があるため、センターのか所数（1,018か所）と一致しない。

### 【アの資格別内訳】

統括支援員の資格	保健師	社会福祉士	こども家庭ソーシャルワーカー	助産師	看護師	精神保健福祉士	医師	公認心理師	保育士	教員免許を有する者	その他	合計
人数	626人	74人	0人	0人	8人	1人	0人	7人	53人	20人	14人	803人
割合	78.0%	9.2%	0.0%	0.0%	1.0%	0.1%	0.0%	0.9%	6.6%	2.5%	1.7%	100.0%

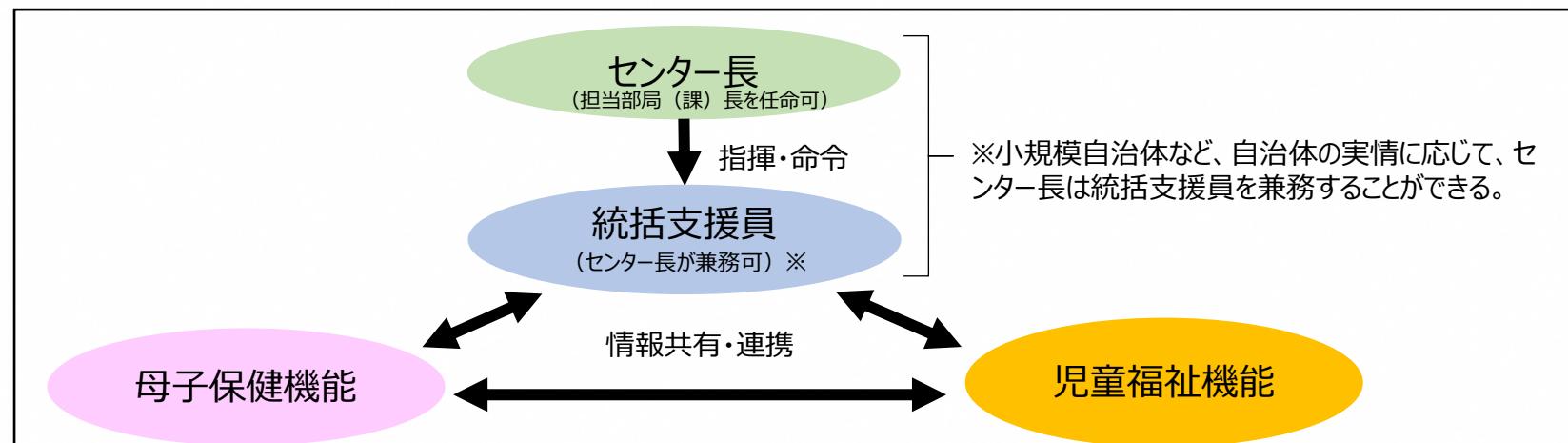
# こども家庭センターの要件について

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。（改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照）

## 【要件】

1. 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。（※）
3. 母子保健機能及び児童福祉機能における**双方の業務**について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

（※）…小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。



## 調布市こども家庭センター(仮)の業務

